

平成29年10月24日公表

(令和2年3月31日現在)

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

江別市

目 次

1	要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表	
(1)	要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果総括表（江別市内の建築物）	1
(2)	耐震診断結果公表	
	ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物	
	⑤ 集会場、公会堂	2
	⑦ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3
	⑨ 博物館、美術館、図書館	4
	⑯ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	5
	イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	
	⑱ 小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校	6
(3)	附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価	11
(4)	参考 耐震診断結果の見方	12

要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果総括表(江別市内の建築物)

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

用 途	公表 建築物数	構造耐力上主要な部分の地震 (震度6強から7程度)に対する安全性(注)			耐震改修 工事中
		I	II	III	
		倒壊・崩壊 の危険性 が高い	倒壊・崩壊 の危険性 がある	倒壊・崩壊 の危険性 が低い	
ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物					
① 体育館(一般公共の用に供されるもの)					
② ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設					
③ 病院、診療所					
④ 劇場、観覧場、映画館、演芸場					
⑤ 集会場、公会堂	1	1			
⑥ 展示場					
⑦ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1			1	
⑧ ホテル、旅館					
⑨ 博物館、美術館、図書館	1			1	
⑩ 遊技場					
⑪ 公衆浴場					
⑫ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの					
⑬ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
⑭ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					
⑮ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
⑯ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	1	1			
イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物					
⑰ 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園					
⑱ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	13			13	
⑲ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					
⑳ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの					
ウ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等					
㉑ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					
合 計	17	2	0	15	0

(注) 1の建築物に構造上独立した部分が複数ある場合などは、安全性の評価が最も低い部分により分類している。建築物毎の詳細は別に示す。

耐震診断結果公表

■ 集会場、公会堂

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※1	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	江別市民会館	江別市高砂町7番地1	公共上必要な建築物					法第5条第3項第1号※2
	大ホール棟 (SRC造 一部RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{s0} = 0.73$ (1.00) $C_{TU} \cdot S_D = 0.58$ (0.34)	建替えの予定	未定	Z=0.9,G=1.0,U=1.25
	小ホール棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{s0} = 0.49$ (1.00) $C_{TU} \cdot S_D = 0.23$ (0.34)	建替えの予定	未定	Z=0.9,G=1.0,U=1.25
	管理棟 (SRC造 一部RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{s0} = 0.57$ (1.00) $C_{TU} \cdot S_D = 0.41$ (0.34)	建替えの予定	未定	Z=0.9,G=1.0,U=1.25

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

耐震診断結果公表

■百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※1	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	イオンタウン江別 (RC造)	江別市野幌町10-1	店舗	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.01$ (1.00) $C_{10} \cdot S_D = 0.55$ (0.30)	-	-	耐震改修完了 (平成10年10月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0「U=1.0に補正」

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

耐震診断結果公表

■ 博物館、美術館、図書館

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※1	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	北海道立図書館	江別市文京台東町41番地	図書館					
	一般部 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.14$ (1.0) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.34$ (0.30)	—	—	耐震改修完了 (平成10年10月15日) $Z=0.9, G=1.0, U=1.1$
	積層書庫部 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.86$ (1.0) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.34$ (0.30)	—	—	$Z=0.9, G=1.0, U=1.1$
	集会室部 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」	$I_s/I_{so} = 2.36$ (1.0) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.34$ (0.30)	—	—	$Z=0.9, G=1.0, U=1.1$

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

耐震診断結果公表

■保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※1	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	江別市役所本庁舎 (RC造一部S造、SRC造)	江別市高砂町6番地	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 0.35$ (1.00) $C_{10} \cdot S_p = 0.27$ (0.34)	建替えの予定	未定	Z=0.9,G=1.0,U=1.25

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

耐震診断結果公表

■ 小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※1	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	江別第二小学校	江別市野幌代々木町39番地	小学校					法第5条第3項第1号※2
	東校舎棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.01$ (1.00) $C_{10} \cdot S_D = 0.47$ (0.27)	-	-	耐震改修完了 (平成23年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	中央校舎棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.16$ (1.00) $C_{10} \cdot S_D = 0.78$ (0.27)	-	-	Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
2	大麻泉小学校	江別市大麻泉町27番地1	小学校					法第5条第3項第1号※2
	校舎棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.15$ (1.00) $C_{10} \cdot S_D = 0.85$ (0.30)	-	-	耐震改修完了 (平成19年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	体育館棟 (S造)			文部省大蔵官房文教施設部による「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s/I_{so} = 1.10$ (1.00) q = 2.38 (1.00)	-	-	Z=0.9
3	大麻小学校	江別市大麻宮町2番地	小学校					法第5条第3項第1号※2
	北校舎棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.12$ (1.00) $C_{10} \cdot S_D = 0.77$ (0.27)	-	-	耐震改修完了 (平成23年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	南校舎棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.34$ (1.00) $C_{10} \cdot S_D = 0.92$ (0.27)	-	-	耐震改修完了 (平成23年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	特別教室棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.07$ (1.00) $C_{10} \cdot S_D = 0.70$ (0.27)	-	-	Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

耐震診断結果公表

■ 小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校

4	大森西小学校	江別市大森扇町1番地	小学校					法第5条第3項第1号※2		
				東校舎棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{s0} = 1.00$ (1.00)	$C_{10} \cdot S_D = 0.68$ (0.32)	-	-	Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
				西校舎棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{s0} = 1.05$ (1.00)	$C_{10} \cdot S_D = 0.68$ (0.32)	-	-	Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
				屋内体育館 (S造)	文部科学省による「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s/I_{s0} = 1.17$ (1.00)	$q = 2.53$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成21年9月) Z=0.9
	屋内体育館管理棟 (S造)		一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」	$I_s/I_{s0} = 1.00$ (1.00)	$q = 2.82$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成21年9月) Z=0.9		
5	大森東小学校	江別市大森東町32番地	小学校					法第5条第3項第1号※2		
				校舎棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{s0} = 1.22$ (1.00)	$C_{10} \cdot S_D = 0.80$ (0.35)	-	-	耐震改修完了 (平成22年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
				屋内体育館 (S造)	文部科学省大臣官房文教施設部による「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s/I_{s0} = 1.18$ (1.00)	$q = 1.95$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成22年9月) Z=0.9
				屋内体育館管理棟 (S造)	文部科学省大臣官房文教施設部による「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s/I_{s0} = 1.51$ (1.00)	$q = 1.99$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成22年9月) Z=0.9
6	中央小学校	江別市向ヶ丘54番地	小学校					法第5条第3項第1号※2		
				北校舎棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{s0} = 1.11$ (1.00)	$C_{10} \cdot S_D = 0.45$ (0.27)	-	-	耐震改修完了 (平成18年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
				南校舎棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{s0} = 2.40$ (1.00)	$C_{10} \cdot S_D = 1.57$ (0.27)	-	-	Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
				屋内体育館 (S造)	文教施設協会による「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s/I_{s0} = 1.03$ (1.00)	$q = 2.15$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成18年9月) Z=0.9

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

耐震診断結果公表

■ 小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校

7	対雁小学校 校舎 (RC造)	江別市見晴台17番地1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.10$ (1.00) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.71$ (0.27)	-	-	法第5条第3項第1号※2 Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
8	東野幌小学校 管理棟 (RC造)	江別市東野幌町48番地	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.09$ (1.00) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.74$ (0.27)	-	-	法第5条第3項第1号※2 耐震改修完了 (平成23年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	東校舎棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.11$ (1.00) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.75$ (0.27)	-	-	Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	江別第三中学校			江別市牧場町21番地	中学校			
旧校舎棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.07$ (1.00) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.74$ (0.27)	-			-	耐震改修完了 (平成21年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」	
中央校舎棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.36$ (1.00) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.91$ (0.27)	-			-	Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」	
10	生徒玄関棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 7.53$ (1.00) $C_{T0} \cdot S_0 = 1.63$ (0.27)	-	-	Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	江別第二中学校	江別市野幌代々木町53番地	中学校					法第5条第3項第1号※2
	北校舎棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.12$ (1.00) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.76$ (0.27)	-	-	耐震改修完了 (平成22年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	職員室棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.12$ (1.00) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.51$ (0.27)	-	-	耐震改修完了 (平成22年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	南校舎棟 (RC造)			一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.11$ (1.00) $C_{T0} \cdot S_0 = 0.75$ (0.27)	-	-	耐震改修完了 (平成22年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
物置棟 (S造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」 文部科学省による「屋内運動場等の耐震性能診断基準」			$I_s/I_{so} = 1.24$ (1.00) q = 1.59 (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成22年9月) Z=0.9	

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

耐震診断結果公表

■小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校

11	大麻中学校	江別市大麻宮町1番地	中学校					法第5条第3項第1号※2	
				ホール棟・管理棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.15$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成20年10月) $Z=0.9, G=1.0, U=1.0$ 「U=1.0」に補正
				西校舎棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.12$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成20年10月) $Z=0.9, G=1.0, U=1.0$ 「U=1.0」に補正
				東校舎棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.23$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成20年10月) $Z=0.9, G=1.0, U=1.0$ 「U=1.0」に補正
				特別教室棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.41$ (1.00)	-	-	$Z=0.9, G=1.0, U=1.0$ 「U=1.0」に補正
				新校舎棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.19$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成20年10月) $Z=0.9, G=1.0, U=1.0$ 「U=1.0」に補正
				屋内体育館棟 (S造)	文部科学省大臣官房文教施設部による「屋内運動場等の耐震性能診断基準」 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」	$I_s/I_{so} = 1.25$ (1.00) $q = 1.41$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成20年10月) $Z=0.9$
12	大麻東中学校	江別市大麻697番地	中学校					法第5条第3項第1号※2	
				普通教室棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.09$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成17年9月) $Z=0.9, G=1.0, U=1.0$ 「U=1.0」に補正
				特別教室棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.61$ (1.00)	-	-	$Z=0.9, G=1.0, U=1.0$ 「U=1.0」に補正
				管理棟 (RC造)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.26$ (1.00)	-	-	$Z=0.9, G=1.0, U=1.0$ 「U=1.0」に補正
				屋内体育館 (S造)	文部科学省大臣官房文教施設部による「屋内運動場等の耐震性能診断基準」 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準」	$I_s/I_{so} = 1.18$ (1.00) $q = 2.55$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成17年9月) $Z=0.9$

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

耐震診断結果公表

■小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校

13	野幌中学校		江別市西野幌92番地3	中学校				法第5条第3項第1号※2	
	管理棟 (RC造)				一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.28$ (1.00) $C_{IV} \cdot S_p = 0.35$ (0.27)	-	-	耐震改修完了 (平成19年9月) Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	東校舎棟 (RC造)				一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」	$I_s/I_{so} = 1.01$ (1.00) $C_{IV} \cdot S_p = 0.28$ (0.27)	-	-	Z=0.9,G=1.0,U=1.0 「U=1.0に補正」
	屋内体育館 (S造)				文部科学省による「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s/I_{so} = 1.10$ (1.00) $q = 2.38$ (1.00)	-	-	耐震改修完了 (平成19年9月) Z=0.9

※1 「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」欄における括弧書きは、附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い)を判定するための数値です。

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の要安全確認計画記載建築物

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

※下記Ⅰ～Ⅲの安全性の評価は、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、
 震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- Ⅰ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
- Ⅱ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
- Ⅲ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震(震度6強から7程度)に対する安全性			
	Ⅰ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	Ⅱ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.125 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$
	鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.14 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$
「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_s/I_{so}$	

参考 耐震診断結果の見方

建築物の耐震診断とは、震度6強から震度7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を評価することをいい、附表の「構造耐力上主要な部分の地震（震度6強から7程度）に対する安全性」欄における評価Ⅲの耐震性能は、現行の建築基準法令における耐震基準（昭和56年6月施行の「新耐震基準※」）と同程度とされています。また、いずれの評価（Ⅰ～Ⅲ）に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。

※新耐震基準：建築物が数十年に一度程度発生する中規模地震（震度5強程度）に対してほとんど損傷しないことの検証に加えて、数百年に一度程度発生する大規模地震（震度6強から7に達する程度）に対して倒壊・崩壊しないことを検証する耐震基準

用語の解説

Is : 建築物の耐震性を表す指標値（構造耐震指標値）

Is/Iso : 建築物の構造耐震指標値（Is値）を判定指標値（Iso）と比較し、耐震性を判定した値

CTU・SD : 主に鉄筋コンクリート造に適用される保有水平耐力に係る指標値

q : 主に鉄骨造に適用される保有水平耐力に係る指標値

Z : 地域の地震活動度などによる補正係数

G : 表層地盤の増幅特性などによる補正係数

U : 建物の用途などによる補正係数

Rt : 建築物の固有周期および地盤の種類に応じた当該建築物の振動特性により、地震力の値を変化させる係数

S造 : 鉄骨造

RC造 : 鉄筋コンクリート造

SRC造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造

要安全確認計画記載建築物

: 北海道耐震改修促進計画に記載された建築物（避難所）

耐震診断結果公表

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※1		耐震改修等の予定		備考
					Is/Iso	CTU・SD	内容	実施時期	
1	□□□	□□市□□	□□	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 1.07 (1.00)	CTU・SD = 0.75 (0.27)	—	—	Z=0.9, G=1.0, U=1.00 法第5条第3項第1号※2
2	△△△	△△町△△	△△	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)(鉄骨が非充腹材の場合)	Is/Iso = 0.82 (1.00)	CTU・SD = 0.44 (0.26)	建替え	平成31年4月～平成33年3月	Z=0.9, G=1.0, U=1.00, Rt=1.00

附表において、「耐震診断の方法の名称」が同じものを見つけます。

評価の結果と附表による安全性の基準値を比較することで評価（Ⅰ～Ⅲ）が判断できます。なお、評価結果の全てが目標値以上の場合、評価Ⅲとなります。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

※下記Ⅰ～Ⅲの安全性の評価は、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- Ⅰ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
- Ⅱ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
- Ⅲ 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震(震度6強から7程度)に対する安全性		
	Ⅰ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	Ⅱ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	Ⅲ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	Is/Iso < 0.5 又は CTU・SD < 0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.3・Z・G・U ≤ CTU・SD
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	Is/Iso < 0.5 又は CTU・SD < 0.14・Z・Rt・G・U	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.28・Z・Rt・G・U ≤ CTU・SD